

建築基準法の規定による例外許可の事前連絡調整会設置要綱

(設 置)

第1条 用途地域、地区の趣旨に反せず、地域、地区の環境や利便を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないか、若しくは安全上、防火上、衛生上支障がないかを判断し、適正な運用を図るため建築基準法（以下「法」という。）の規定による例外許可の事前連絡調整会（以下「調整会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会は次に掲げる各号の許可相談建築物の内容について協議する。

- (1) 法第44条第1項（道路内の建築物）
- (2) 法第47条（壁面線外の建築物）
- (3) 法第48条第1項から第8項（用途地域抵触建築物）
- (4) 法第51条（卸売市場等特殊建築物）
- (5) 法第52条第3項（計画道路の沿道の容積率抵触建築物）
- (6) 法第52条第4項第1号、第2号（容積率抵触建築物）
- (7) 法第55条第2項第1号、第2号（第一種住居専用地域における高さに抵触する建築物）
- (8) 法第56条の2（日影による中高層の高さに抵触する建築物）
- (9) 法第59条の2（総合設計制度）
- (10) 高度地区の規定書に抵触する建築物

(構 成)

第3条 調整会は次の各号に掲げる職にある者をもって構成し、建築・開発指導部長を会長、建築指導課長を副会長とする。

- (1) 都市デザイン課長
- (2) 消防局予防課長
- (3) その他、案件により各課関係課長要請

(会 務)

第4条 会長は調整会を代表し、会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(召 集)

第5条 調整会は、許可の相談があった場合、申請に先立って召集する。

(判断基準)

第6条 会の意見は特定行政庁の判断基準とする。

(庶 務)

第7条 調整会の庶務は建築指導課が担当する。

(その他)

第8条 調整会の運営について必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、それぞれ会長が定める。

(附 則)

この要綱は昭和61年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は平成28年4月1日から施行する。